

## 国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(郵便物の税関検査)</p> <p>第98条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当社は、税関検査に付されている郵便物の検査の際に税関が行った決定について、いかなる責任も負いません。</p>	<p>(郵便物の税関検査)</p> <p>第98条</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 外国来郵便物について、税関検査の際に、法令で輸入等が禁止されている物が発見された旨税関から通知を受けたときは、当社は、当該郵便物を受取人に配達せず、また、差出元に返送しません。</u></p> <p><u>5 前項の郵便物は、法令に基づいて、取り扱われます。</u></p> <p><u>6 当社は、税関検査に付されて郵便物の検査の際に税関が行った決定及び前2項の規定による取扱いについて、いかなる責任も負いません。</u></p> <p><u>附 則 (平成27年2月4日 26 - 日国際第208号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>第1条 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。</u></p>